

1 調査の実施概要

精米の表示状況調査の実施概要

全国各地の小売店舗 3,006 店舗及び卸売業者 520 業者（計 3,526 店舗等）の店頭において、それぞれ 37,435 点及び 7,938 点（計 45,373 点）の商品を対象に、袋詰精米の表示の状況についての調査を実施しました。

（表 1）精米の表示状況調査の実施状況

		小売店舗			卸売業者	計
		量販店	米穀専門店	小計		
調査店舗数等	16年度	1,527	1,500	3,027	589	3,616
	(前年度比)	(110%)	(88%)	(99%)	(88%)	(98%)
	17年度	1,682	1,324	3,006	520	3,526
調査した商品数	16年度	26,205	11,653	37,858	10,820	48,678
	(前年度比)	(104%)	(87%)	(99%)	(73%)	(93%)
	17年度	27,329	10,106	37,435	7,938	45,373

注1 量販店：精米の品質表示に責任を有しない小売店舗

注2 米穀専門店：精米の品質表示に責任を有する小売店舗

注3 卸売業者：精米の品質表示に責任を有する小売以外の販売業者

精米の表示根拠調査の実施概要

精米の小売店舗及び卸売業者のうち JAS 法に基づき表示に対する責任を有するもの（以下「販売業者」という。）に対し、表示根拠調査（帳簿等による表示と内容の一致状況及び表示根拠の確認調査をいう。以下同じ。）を実施しました。

表示根拠調査は、全国の各地方農政事務所（地方農政局本局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が、管内における品種別の流通状況等を勘案して選定した品種及び各都道府県において調査が必要と判断した品種を対象としています。

DNA分析を活用した精米の品種判別調査の実施概要

小売店舗において販売されている単一品種の袋詰精米（単一銘柄米）のうち、各地方農政事務所の職員が買い上げた 610 点の商品について、品種判別調査を実施しました。

DNA分析を活用した加工米飯の品種判別調査及び表示状況調査の実施概要

小売店舗において販売されている単一の品種名を表示した加工米飯のうち、消費技術センターの職員が買い上げた 94 点の商品について、品種判別調査及び表示状況調査を実施しました。

2 調査の結果概要

精米の表示状況調査の結果概要

小売店舗においては、3,006店舗のうち211店舗（調査店舗の7.0%）の687点（小売店舗調査商品の1.8%）の商品について、不適正な表示を確認しました。

卸売業者においては、520業者のうち30業者（調査業者の5.8%）の71点（卸売業者調査商品の0.9%）の商品について、不適正な表示を確認しました。

全体としては、3,526店舗等のうち241店舗等（全調査店舗等の6.8%）の758点（全調査商品の1.7%）の商品について、不適正な表示を確認しました。

確認された主な不適正表示事項には、「精米年月日」の欠落、「産年」の欠落、「産地」の欠落などがありました。

（表2）米穀小売店舗及び米穀卸売業者調査の実施結果

	小売店舗			卸売業者	計
	量販店	米穀専門店	小計		
調査力所数	1,682	1,324	3,006	520	3,526
不適正表示の商品を確認した店舗等 （割合）	73 (4.3%)	138 (10.4%)	211 (7.0%)	30 (5.8%)	241 (6.8%)
16年度割合	(6.4%)	(11.1%)	(8.7%)	(5.8%)	(8.2%)
調査した商品数	27,329	10,106	37,435	7,938	45,373
不適正表示の商品 （割合）	145 (0.5%)	542 (5.4%)	687 (1.8%)	71 (0.9%)	758 (1.7%)
16年度割合	(0.7%)	(7.0%)	(2.7%)	(0.7%)	(2.2%)

（表3）表示欠落の状況

	商 品 数	
	17年度	16年度
精米年月日の欠落	360 商品	395 商品
産年の欠落	247 商品	315 商品
産地の欠落	184 商品	219 商品
使用割合の欠落	114 商品	179 商品
品種の欠落	81 商品	148 商品

注 同一の商品には、複数の欠落が存在する場合がある。

精米の表示根拠調査の結果概要

確認された主な不適正表示の事例には、原料玄米に未検査米を用いているにもかかわらず、「産地、品種及び産年」を表示していたもの、表示と異なる原材料を用いるなど、商品と表示の内容に齟齬が生じていたもの等がありました。

未検査米とは、原料玄米に産地、品種及び年産の全部について証明(国内産にあっては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。)を受けていない原料玄米をいう。

DNA分析を活用した精米の品種判別調査の結果概要

DNA分析の結果、袋詰精米610点のうち110点(18.0%)において、表示と異なる品種混入の疑義が生じました。

疑義の生じた販売業者に対しては、販売業者が広域業者(1)の場合にあっては国が、県域業者(2)の場合にあっては国と都道府県が連携して、混入原因の解明のための調査を実施しました。

調査により確認された主な混入要因には、製造工程における製造ライン等の清掃の不徹底などがありました。

- 1 広域業者： 店舗、工場等が複数の都道府県にまたがって展開している事業者であり、JAS法に基づく指示、立入検査等の権限は、国が有している。
- 2 県域業者： 店舗、工場等が一つの都道府県内のみを展開している事業者であり、JAS法に基づく指示、立入検査等の権限は、事業者が所在する都道府県が有している。

(表4) DNA分析を活用した米の品種判別調査の実施結果

品種区分	買上 点数等	判別結果		
		混入を認めず	混入の疑義	割合
コシヒカリ	327点	279点	48点	14.7%
あきたこまち	99点	67点	32点	32.3%
ひとめぼれ	82点	66点	16点	19.5%
ヒノヒカリ	39点	36点	3点	7.7%
ほしのゆめ	13点	12点	1点	7.7%
キヌヒカリ	9点	7点	2点	22.2%
きらら397	8点	7点	1点	12.5%
はえぬき	6点	5点	1点	16.7%
ササニシキ	5点	5点	0点	0.0%
ハツシモ	5点	4点	1点	20.0%
その他(6品種)	17点	12点	5点	29.4%
計	610点	500点	110点	18.0%
実販売業者数	(595社)	(487社)	(108社)	18.2%

注1 実販売業者数と買上点数は、同一の販売業者から複数の商品を買上げたケースがあるため合致しない。

注2 その他は、「ななつぼし(4点)」、「ハナエチゼン(4点)」、「こしいぶき(4点)」、「つがるロマン(3点)」、「あいちのかおり(1点)」、「ミルクィーQueen(1点)」である。

(表5) 異品種混入の疑義に対する調査の実施結果

業者区分	疑義が生じた 販売業者数 (商品数)	販売業者に原 因があるもの (商品数)	混入原因が不 明なもの (商品数)	継続調査中の もの (商品数)
広域業者	6	2	3	1
県域業者	104	77	12	15
合計	110	79	15	16

DNA分析を活用した加工米飯の品種判別調査及び表示状況調査の結果概要

DNA分析の結果、加工米飯94点のうち8点(8.5%)の商品において、表示と異なる品種の混入の疑義が生じました。

疑義が生じた販売業者に対しては、消費技術センターの協力の下、販売業者が広域業者の場合にあっては国が、県域業者の場合にあっては国と都道府県が連携して、混入原因の解明のための調査を実施しました。

調査により確認された主な事例には、単一品種名の表示にもかかわらず、当該品種のブレンド米を使用するなど、内容を誤認させるような表示がありました。

3 不適正表示への対応状況

表示の欠落が判明し、直ちに改善する意思を示している販売業者に対しては、担当官が直ちにその場で口頭指導を行うとともに、地方農政事務局長(地方農政局にあっては農政局消費・安全部長、沖縄総合事務局にあっては同事務局農林水産部長)による文書指導又は各都道府県による指導を行い、指導に基づく改善状況の確認を行いました。

表示の欠落以外の不適正表示が判明した販売業者に対しては、広域業者にあっては国が個別に遡及調査を実施し、県域業者にあっては事前に各都道府県と協議して定めた調査方針に基づき、疑義の確定及び発生原因の究明を行いました。

その結果、販売業者に発生原因があると認められた場合には、当該業者に対して国又は都道府県が、JAS法に基づく指示等の厳正な措置を行いました。

(表6) 不適正表示の措置状況(欠落に対する指導を除く。)

	措置	合計	広域	県域
精米の販売業者	指示	3社	1社	2社
	指導等	133社	5社	128社
	調査中	20社	1社	19社
	合計	156社	7社	149社

	措置	合計	広域	県域
加工米飯の販売業者	指示	1社	1社	0社
	指導等	6社	2社	4社
	調査中	1社	0社	1社
	合計	8社	3社	5社

注 調査中には、措置を予定しているものを含む。